

平成 24 年 4 月 1 日以降は【厚年指 2012-30】現物給与の価格改定及び関係リーフレットの配付（指示・依頼）の取り扱いとなります。

（様式第 1）

疑義照会（回答）票

照会日 平成 22 年 11 月 17 日
照会部署名 南関東ブロック本部サービス推進 G
マニュアルインストラクター グループ長 榎本 雅孝
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 宮下 好美

（受付番号）

ブロック本部受付番号 No. 2010—117

本部受付番号 No. 2010-1126

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

（案件）

現物支給（駐車場）について

（照会に係る諸規定等の名称、条文番号）

マニュアル健保厚年 II - 1 - 5 平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省告示 231 号

（内容）

借上げ住宅と共に駐車場を現物として支給している事業所について、駐車場の価格の算出方法についてご教示ください。

- ・駐車場の契約は住宅とは別の契約である。
- ・契約当事者及び契約金を支払うのは事業主であり、利用者は被保険者である。
- ・車を所有する被保険者の申出により事業主が駐車場を利用させている。
- ・本人から徴収する駐車場利用料等は無い。

上記の場合に現物の価格はどのように算出すればよろしいでしょうか。

以下のいずれかになるのかもしくは算出方法をご教示願います。

- ① 住宅の支給に付随するものとして住宅の現物の告示を適用する。
- ② 事業主負担の契約金額をそのまま報酬とする。
- ③ 近隣（同市・同県等）の駐車場利用料金を参考に算出する。

なお、①とした場合居住スペースではないが畳数として計算してよいのか、または計算せず報酬は0円とするのか、②とした場合同一県内で同程度の広さの住宅であれば同程度の報酬となる住宅との整合性がとれない（東京都港区の事業所で1月の駐車料金は45,000円）③とした場合には具体的な参考金額の算出が困難等の問題が考えられます。

（本部回答）

平成21年厚生労働省告示第231号においては、食事並びに住宅で支払われる報酬等については同告示内で示されている表によって現物給与の価額が定められているが、それ以外の報酬等については「時価」としている。「時価」とはその時々において一般に取引されている実際の価格であり、経済用語としては、市場価格と同様に用いられている。

ご照会の事例では駐車場が現物支給されており、駐車場の価額については上記の告示では定められていないため「時価」によって決定することとなるが、食事並びに住宅以外の報酬等で告示により具体的金額が示されていない現物給与に関しては、労働協約に定めがある場合には事業主が負担する契約金額を実際の価格（時価）ととらえてこれを報酬とすることとし、労働協約に定めがない場合には社会保険部局と労働保険部局で協議のうえ「時価」を評価することとされているので、機構本部あて相談されたい。（平成21年3月31日付け社会保険事務局長あて事務連絡参照）

<u>回答部署名</u>	厚生年金保険部適用企画指導グループ
<u>回答作成者</u>	(一般) 柿崎 光政
<u>連絡先</u>	[REDACTED]
<u>メールアドレス</u>	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----